

平成21年9月29日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルガレージ
代 表 者 名 代表取締役CEO 林 郁
(J A S D A Q ・ コード 4 8 1 9)
(URL <http://www.garage.co.jp/>)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長
櫻 井 光 太
T E L 0 3 - 5 4 6 5 - 7 7 4 7

株券電子化に伴う「当社株券等の大量買付行為への対応策 (買収防衛策)」の一部修正に関するお知らせ

当社は、平成18年9月26日開催の当社第11回定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為に対する方針（以下「本方針」といいます。）の導入につきご承認いただいた後、平成20年9月26日開催の当社第13回定時株主総会において、その継続についてご承認いただいております。

この度、平成21年1月5日付けで「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が施行されたこと（いわゆる株券電子化）に伴い、本日開催の取締役会において、本方針の一部を修正する旨を決定いたしました。

なお、平成20年8月27日付け「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、金融商品取引法の改正、その他法令の改正による法律名及び必要な条項の読み替え、改正箇所の反映等については、当社取締役会において行いうる旨規定しております。

具体的な変更内容は別紙のとおりです。

（ご参考）

- ・平成18年8月28日付け当社プレスリリース

「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」

http://www.garage.co.jp/ir/pdf/060828_5.pdf

- ・平成20年8月27日付け当社プレスリリース

「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」

http://www.garage.co.jp/ir/pdf/080827_dg_baishu.pdf

（下線は修正部分を示します。）

修正前	修正後
6 頁 5. (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等	
<p>なお、新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会が定める一定の基準日現在の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。</u>）に記載または記録された株主の皆様へに割当てを行うこととなりますので、<u>名義書換</u>未了の株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し、公告する新株予約権の割当基準日までに、<u>名義書換</u>を完了していただく必要があります。</p>	<p>なお、新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会が定める一定の基準日現在の株主名簿に記録された株主の皆様へに割当てを行うこととなりますので、<u>株主名簿への記録</u>が未了の株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し、公告する新株予約権の割当基準日までに、<u>株主名簿への記録</u>を完了していただく必要があります。</p>
別紙 4 1. 割当ての対象となる株主および株主に割り当てる新株予約権の数	
<p>当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または<u>実質株主名簿</u>に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。</p>	<p>当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。</p>

以 上